

甲府駅北口公共施設 指定管理者募集要項

令和 5 年 1 0 月

甲 府 市

甲府市教育委員会

目 次

1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	対象となる施設	1
3	指定期間	1
4	業務の内容	2
5	業務の変更	3
6	管理の基準	3
7	指定管理料	4
8	申請に必要な資格等	6
9	募集要項の配布等	6
10	申請書類等	7
11	申請に当たっての留意点	8
12	指定管理者の選定及び指定	8
13	協定の締結	9
14	災害時の対応に関する事項	10
15	指定管理業務の評価	10
16	指定の取消し又は管理業務の停止	10
17	ネーミングライツ	10
18	消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応	11
19	その他注意事項	11
20	問合せ先	11
21	施設概要	11

甲府駅北口公共施設指定管理者募集要項

1 指定管理者制度導入の趣旨

甲府駅周辺拠点形成事業により整備された甲府駅北口の公共施設は、効率的な維持管理とともに、本事業の目的である「賑わいのあるまちづくり」を実現するため、各種イベントを開催することなどにより、甲府駅北口に賑わいをもたらすことが求められています。

指定管理者には、これらの趣旨を十分にご理解のうえ、清掃など通常の維持管理業務とあわせ、イベントの企画、立案及び開催などを条件とし、全施設の一体的な管理運営を行う中で、維持管理費の縮減と、賑わいの創出を期待するものであります。

2 対象となる施設

次の施設を一括して管理運営していただくこととなります。

- ① 市道北口駅前広場線
(ペDESTリアンデッキ、エレベーター2基及びエスカレーター昇降各1基)
- ② 市道甲府駅周辺土地区画整理2号線(舞鶴城公園西通り線)
- ③ 市道甲府駅周辺土地区画整理9号線(北口1号線、階段)
- ④ 市道甲府駅周辺土地区画整理10号線(北口2号線)
- ⑤ 市道甲府駅周辺土地区画整理24号線(武田神社前通り線、北口駅前広場)
- ⑥ 甲府駅北口第1駐車場
- ⑦ 甲府駅北口第2駐車場
- ⑧ 甲府駅北口第1自転車駐車場(愛称名「ふじでん Bicycle Parking」、以下「甲府駅北口第1自転車駐車場」という。)
- ⑨ 甲府駅北口第2自転車駐車場
- ⑩ 甲府駅北口多目的広場(愛称名「アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場」、公衆便所を含む、以下「甲府駅北口多目的広場」という。)
- ⑪ 甲府市歴史公園(甲府市歴史公園駐車場を含む)
- ⑫ 藤村記念館

※ 施設の所在及び構造等については「2.1施設概要」(11頁)、位置については別紙1「甲府駅北口公共施設配置図」を参照してください。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

4 業務の内容

指定管理者の行う各施設における主な業務は次のとおりとします。

なお、業務の詳細については、「甲府駅北口公共施設指定管理者業務仕様書」を参照してください。

- (1) 甲府市道に関するもの（施設①～⑤）
 - ・清掃
 - ・植栽の管理
 - ・道路構造物及び附属物の保守、点検
 - ・自主事業の企画、開催（賑わいの創出等、ペDESTリアンデッキに限る）
 - ・施設の破損、故障等の点検及び道路管理者への報告
- (2) 自動車駐車場に関するもの（施設⑥、⑦、⑪）
 - ・清掃
 - ・管理運営
 - ・駐車場設備の保守点検
- (3) 自転車駐車場に関するもの（施設⑧、⑨）
 - ・清掃
 - ・自転車の整理
 - ・利用者への指導
 - ・放置自転車の移動、撤去
- (4) 多目的広場及び歴史公園に関するもの（施設⑩、⑫）
 - ・清掃
 - ・植栽の管理
 - ・管理運営
 - ・自主事業の企画、開催（賑わいの創出等）
 - ・都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の許可に関する業務（都市公園法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物で、歴史公園及び多目的広場の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に係るものに限る）（占用の許可）
 - ・甲府市都市公園条例（昭和32年12月条例第52号）第5条第1項及び第3項の許可に関する業務（制限行為の許可）
 - ・利用調整
 - ・来園者対応
- (5) 藤村記念館に関するもの（施設⑬）
 - ・清掃
 - ・管理運営
 - ・自主事業の企画、開催（賑わいの創出等）
 - ・来館者対応

5 業務の変更

指定管理の対象となる施設又は業務の内容を変更する必要がある場合は、甲府市及び甲府市教育委員会と指定管理者が協議のうえ、決定するものとします。

6 管理の基準

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、指定管理業務に係る事業報告書を提出することとします。

(2) 休館日

甲府市歴史公園の山手御門及び藤村記念館の休館日は、月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び12月29日から1月3日とします。

また、4月30日から5月5日までは、休館日としないものとします。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、甲府市又は甲府市教育委員会の承認を得て、休館日に開館することができます。

(3) 開館時間

甲府市歴史公園の山手御門及び藤村記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとします。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、甲府市又は甲府市教育委員会の承認を得て、開館時間を延長することができます。

(4) 指定管理者が加入する保険

指定管理者が、施設を管理運営するために行うすべての業務は、全国市長会市民総合賠償保障保険の対象となりますが、指定管理区域内で独自に事業を実施する場合又は指定管理者が施設を管理運営するために社会奉仕活動（ボランティア活動）を主催した場合には、その運営上もたらされる賠償責任若しくは補償に備えて、適切な保険に加入してください。

(5) 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第35号）に基づいて、適切な管

理を行うものとしします。

7 指定管理料

指定管理業務に必要な経費（指定管理の対象経費）から、利用料金収入見込額を差し引いた額を、指定管理料の提案価格としてください。

(1) 指定管理料の限度額

指定管理料の限度額は次のとおりとしします。

5年間：146,590千円（消費税等含む） ※ 提案価格限度額

（年 額：令和6年度～令和10年度 29,318千円：消費税等含む）

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、年度協定の定めるところにより、分割して支払うものとしします。

(3) 指定管理の対象経費

指定管理の対象経費は、主に施設の管理運営に係る次の経費としします。

ア 人件費

(ア) 賃金給料：職員及び臨時雇用者への賃金

(イ) 賞 与

(ウ) 法定福利費

イ 事業費

(ア) 委 託 費：清掃、植栽管理、藤村記念館の機械警備

(イ) 保守点検費：エレベーター、エスカレーター、音声誘導システム、
駐車場システム、ミスト装置、消防用設備

(ウ) 光 熱 水 費：電気料金、上下水道料金

(エ) 修 繕 費：見積金額10万円以下の修繕費

(オ) 消 耗 品 費：トイレトペーパー等各施設に要する消耗品

ウ 管理費

(ア) 福利厚生費

(イ) 通 信 費：電話、郵便、Wi-Fi

(ウ) 広告宣伝費：施設のPRに係る費用（広告、看板、パンフレット等）

(エ) 消 耗 品 費：事務用品等管理に要する消耗品

(オ) 事 務 費：旅費交通費、交際費、会議費、事務所家賃、
リース料、支払手数料

(カ) 雑 費

(4) 利用料金制

指定管理者は、甲府市都市公園条例第7条の2(※)及び甲府市道路附属物自動車駐車場条例（平成22年3月条例第2号）第7条に定める利用料金を、自らの収入とすることができるものとし、管理に要する経費に、その収入を

充てることとします。なお、利用料金の額は、協議のうえ改定を行う場合があります。

実績額については、別紙2「利用料金実績一覧」を参考にしてください。

※甲府市都市公園条例第7条の2に定める利用料金については、占用許可及び行為許可に係る利用料金となります。

(5) 自主事業実施に伴う費用等

自主事業の実施に要する費用は指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入は、指定管理者に帰属するものとします。

また、自主事業実施に当たっては、事前に甲府市又は甲府市教育委員会の承諾を得ることとし、当該自主事業が過度に営利中心である場合や、公の施設としての都市公園及び藤村記念館の役割・位置付け等に反するものと考えられる場合は、事業内容の改善若しくは事業の停止を求めることがあります。

なお、実施する自主事業によっては、その行為の内容や都市公園の占用の有無等を踏まえ、必要に応じて都市公園法（昭和31年法律第79号）及び甲府市都市公園条例に規定する許可を受け、必要な使用料を支払っていただくこととなります。

自主事業の例としては、別紙3「自主事業の例」を参考にしてください。

(6) 自動販売機の設置について

指定管理の対象となる甲府駅北口多目的広場及び甲府市歴史公園に、自動販売機を設置する場合は、自動販売機設置によって得られる収入を指定管理者の財源とします。ただし、都市公園法第5条第1項の規定に基づいて、都市公園施設設置の許可を受け、使用料を負担する必要があります。

なお、自動販売機の設置は、指定管理者となる団体に対してのみ許可する予定でありますので、自動販売機の設置によって得られる収益は、適正な当該指定管理業務の経費に充てるものとし、指定管理料の提案価格としてください。

詳しくは、別紙4「自動販売機設置に係る取り扱い」及び別紙5「甲府駅北口公共施設自動販売機配置図」を参考にしてください。

(7) 年度協定額の見直しについて

利用料金の額の改定を行った場合や、収支報告において大幅な剰余金が生じた場合は、指定管理料（年度協定額）について、見直し協議をさせていただく場合があります。

また、指定管理の対象となる施設又は業務の内容に変更があった場合や、消費税等の税制改正が行われた場合についても、見直し協議をさせていただく場合があります。

(8) 管理口座

指定管理業務の実施に係る支出及び収入について、必要な帳簿を作成し、

団体自体の口座とは別に、指定管理業務に係る専用の口座を開設し、適切に管理してください。

8 申請に必要な資格等

指定管理者の申請資格を有するには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 団体であること。（法人格の有無は問わない。）
複数の団体による共同連携も可能です。（詳しくはお問合せください。）
- (2) 団体又はその役員等が、次の事項に該当しないこと。（欠格事項）
 - ア 法律行為を行う能力を有しないこと。
 - イ 破産者で復権を得ないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、甲府市における一般競争入札等の参加を制限されていること。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しないこと。
 - オ 甲府市税等を滞納していること。
 - カ 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）に定める暴力団又は暴力団員等である者及びそれらの利益となる活動を行う団体又は団体の構成員であること。
- (3) 指定管理業務を安定して行う団体の人員、資産の額その他の経営の規模及び能力を有していること、又は確保できる見込があること。
- (4) 甲府市内に団体の事務所を置いている又は指定日までに置こうとしていること。

9 募集要項の配布等

- (1) 募集要項及び申請様式の配布

配布場所：〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

まちづくり部まちづくり総室総務課（本庁舎8階）

電話番号 055-237-5797

※ 甲府市ホームページからもダウンロードできます。

配布期間：令和5年10月2日(月)から令和5年10月17日(火)

午前8時30分から午後5時00分まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

- (2) 現地説明会

参加を希望される団体は、令和5年10月17日(火)正午までに、現地説

明会参加申込書（甲府駅北口公共施設指定管理者申請様式6）に必要事項を記載して、電子メール又はFAXでお申し込みください。

日 時：令和5年10月24日(火)午後1時30分から

集合場所：甲府駅北口ペDESTリアンデッキ内

参加人数：1団体2名まで

E-mail：tosissm@city.kofu.lg.jp

FAX：055-230-1039

(3) 募集に関する質問等

受付期間：令和5年10月3日(火)から

令和5年10月23日(月)午後5時00分必着

受付方法：質疑書（甲府駅北口公共施設指定管理者申請様式7）に、質疑内容を記載して、電子メール又はFAXでお問い合わせください。

E-mail：tosissm@city.kofu.lg.jp

FAX：055-230-1039

回答期間：令和5年10月6日(金)から令和5年10月27日(金)

回答方法：電子メール又はFAXにて回答します。

募集要項等の追加又は変更等に係る質問及び回答については、甲府市ホームページに掲載します。

(4) 申請書の提出先及び受付期間

持参又は書留郵便により、最終日の午後5時00分（必着）までに提出してください。電子メール及びFAXでの提出は、受け付けできません。

提出先：〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

まちづくり部まちづくり総室総務課（本庁舎8階）

受付期間：令和5年10月10日(火)から令和5年10月31日(火)

午前8時30分から午後5時00分まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

10 申請書類等

申請書類には、次の①～⑬の書類にインデックスを付けて順番に綴り、正本1部と副本9部（副本はコピー可）の計10部提出してください。

① 指定管理者指定申請書（第1号様式）

② 事業計画書（様式2-1）

ア 管理運営に関する基本方針について（様式A-1）

イ 利用者に対するサービスの向上の取組みについて（様式A-2）

ウ 利用促進、利用者増への取組みについて（様式A-3）

- エ 維持管理水準の妥当性について（様式A - 4）
- オ 維持管理に係る経費の縮減に向けた取組みについて（様式A - 5）
- カ 組織体系及び勤務体制について（様式A - 6）
- キ 安定性、信頼性の取組みについて（様式A - 7）
- ③ 自主事業の計画、施設の効用の最大限の発揮（様式2 - 2）
- ④ 指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書（様式2 - 3）
- ⑤ 団体の概要書（様式3）
- ⑥ 団体の活動内容等を記載した実績調書（様式4）
- ⑦ 登記簿謄本、定款、寄付行為、団体規約、役員及び構成員の名簿、その他これらに類する書類
- ⑧ 指定管理者の申請資格を有することを証する書類又は代表者からの申立書
- ⑨ 納税証明書（団体及びその代表者に国税及び地方税の未納がないことの証明）
- ⑩ 「甲府市が行う行政事務からの暴力団排除のための指針」による誓約書（様式5）
- ⑪ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
- ⑫ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑬ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

1.1 申請に当たっての留意点

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期限内に申請書類が提出されなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

1.2 指定管理者の選定及び指定

(1) 選定委員会による審査

申請者の審査に当たっては、甲府市公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会設置要綱（平成17年7月企第4号）の規定に基づいて設置された「選定委員会」において審議を行い、候補者を選定します。

(2) 選定基準

評価項目ごとの配点によって採点する、評価点数方式とします。

評価分類	評価項目	配点	計
① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	1 管理運営に関する基本方針	5	25
	2 利用者に対するサービスの向上の取組み	10	
	3 利用促進、利用者増への取組み	10	

② 施設の効用の最大限の発揮並びに適切な維持管理に係る経費の縮減	4 施設の効用の最大限の発揮	5	25
	5 施設の維持管理水準の妥当性	10	
	6 経費の縮減	10	
③ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力	7 業務等の実績	5	15
	8 組織体系及び勤務体制	5	
	9 安定性及び信頼性	5	
④ 賑わいの創出	10 自主事業の計画	35	35

(3) 審査方法

審査は、提出された申請書類による一次審査（書類審査）と、面接（プレゼンテーション審査）による二次審査の総合評価により選定します。

二次審査の日程、場所等につきましては、後日申請団体に連絡します。

なお、申請団体が多数の場合等は、一次審査の上位団体による二次審査を行うものとします。

(4) 選定結果の通知

一次審査の結果は、一次審査を通過しなかった団体のみ通知します。

二次審査による候補者の選定結果は、11月末までに申請者に文書で通知します。

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、甲府市議会の議決を経て決定（指定）されます。

1.3 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、指定管理者に支払うべき管理費用の額等を協議し、甲府市及び甲府市教育委員会との間で協定を締結することになります。

(2) 協定で定める事項

- ア 指定期間に関する事項
- イ 業務の範囲に関する事項
- ウ 個人情報の保護に関する事項
- エ 業務計画に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ 利用料金に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

- ク 甲府市及び甲府市教育委員会が払うべき管理費用に関する事項
- ケ 指定管理者の損害賠償義務に関する事項
- コ 災害時の対応に関する事項
- サ 自動販売機の設置に関する事項
- シ その他市長が必要と認める事項

(3) 基本協定と年度協定

指定管理者と締結する協定は、可能な限り基本協定において定めるものとし、年度ごとの事業実施に係る事項その他基本協定で定められていない事項については、年度協定で定めることとします。

1 4 災害時の対応に関する事項

災害発生時において、甲府駅北口公共施設は、ボランティアの活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されており、甲府市地域防災計画にも災害時の利用計画が定められています。

特に甲府市歴史公園は、災害時の指定避難場所に位置付けられていることから、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を甲府市と締結し、災害時に避難地としての開設及び管理運営に協力いただくこととなります。

1 5 指定管理業務の評価

指定管理者による指定管理業務が、事業計画書等に従い適切に実施されていることを「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づいて、定期的に確認・検証を実施し、その結果を公表します。

1 6 指定の取消し又は管理業務の停止

指定管理者が甲府市長等の指示に従わないとき又は指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

1 7 ネーミングライツ

「甲府駅北口第1自転車駐車場」及び「甲府駅北口多目的広場」においては、新たな財源を確保し、健全な財政運営と良好な施設環境を安定的に提供することを目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）を導入しています。

そのため、指定管理者で作成するチラシやポスター、パンフレットなどの広報物等に施設の名称を掲載する場合は、原則としてネーミングライツの愛称を使用してください。

1 8 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じ、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存する必要がありますので、指定期間開始までの間に適格請求書発行事業者の登録を受けてください。

1 9 その他注意事項

その他注意事項は、次のとおりです。

- ① 複数の申請をすることはできません。
- ② 申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。
- ③ 甲府市が受理した申請書は、理由の如何に関わらず返却しません。
- ④ 一旦甲府市が受理した申請書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。
- ⑤ 申請書類は、甲府市情報公開条例（平成12年12月条例第42号）第2条第2項に定める公文書になります。

2 0 問合せ先

〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

まちづくり部まちづくり総室総務課（本庁舎8階）

電話番号：055-237-5797

F A X：055-230-1039

E-mail：tosissm@city.kofu.lg.jp

2 1 施設概要

① 市道北口駅前広場線

(1) ペDESTリアンデッキ（本体部）

- ・構造：鋼床版箱桁
- ・外寸：(W)37.0m×(D)21.0m×(H)5.0m
- ・地上高：6.2m
- ・面積：777.0㎡

(2) ペDESTリアンデッキ（歩道部）

- ・構造：鋼床版箱桁、テント膜構造（屋根）
- ・延長：(W=4.0m)103.0m、(W=2.5m)21.5m、(W=2.0m)19.0m
- ・階段：4箇所

(3) エレベーター（ペDESTリアンデッキ本体）

- ・用途：乗用兼車いす用

- ・定員等：18人乗り、1,200kg
 - ・かご寸法：開口1.4m、奥行2.0m、高さ2.35m
 - ・特記仕様：車いす仕様、視覚障がい者仕様、音声案内装置、防犯カメラ等
- (4) エレベーター（武田通り）
- ・用途：乗用兼車いす用
 - ・定員等：11人乗り、750kg
 - ・かご寸法：開口1.4m、奥行1.35m、高さ2.3m
 - ・特記仕様：車いす仕様、視覚障がい者仕様、音声案内装置、防犯カメラ等
- (5) エスカレーター（ペDESTリアンデッキ本体）
- ・公称幅：1.0m
 - ・輸送能力：9,000人／h
 - ・監視装置：遠隔監視診断装置用インターフェース付
 - ・特記仕様：屋外仕様付、自動運転仕様付（光電ポール付）等
- ② 市道甲府駅周辺土地区画整理2号線（舞鶴城公園西通り線）
- ・延長：約185m
 - ・幅員：約17m
- ③ 市道甲府駅周辺土地区画整理9号線（北口1号線、階段）
- (1) 北口1号線
- ・延長：約607m
 - ・幅員：約9～12m
- (2) 舞鶴跨線橋から歴史公園への階段
- ・延長：約8m
 - ・幅員：約2m
- ④ 市道甲府駅周辺土地区画整理10号線（北口2号線）
- ・延長：約167m
 - ・幅員：約8m
- ⑤ 市道甲府駅周辺土地区画整理24号線（武田神社前通り線、北口駅前広場）
- (1) 武田神社前通り線
- ・延長：約92m
 - ・幅員：約17m
- (2) 北口駅前広場
- ・所在地：甲府市北口二丁目170番1ほか
 - ・敷地面積：3,658㎡
 - ・バス乗場：4箇所
 - ・タクシー乗場：2箇所
 - ・タクシープール：15台分
 - ・他の施設：ソーラー時計塔、総合案内板（音声案内装置）、

バスシェルター等

- ⑥ 甲府駅北口第1駐車場（ペDESTリアンデッキ本体部下）
- ・所在地：甲府市丸の内一丁目12番11ほか
 - ・敷地面積：373㎡
 - ・駐車台数：18台（内1台は障がい者用）
 - ・駐車料金：（午前7時～午後9時）
最初の30分まで無料、その後30分毎に150円
（午後9時～翌日の午前7時）
最初の30分まで無料、その後1時間毎に100円
 - ・機器仕様：フラップ式
- ⑦ 甲府駅北口第2駐車場（舞鶴跨線橋下）
- ・所在地：甲府市丸の内一丁目558番4
 - ・敷地面積：550㎡
 - ・駐車台数：18台（内1台は障がい者用、2台はマイクロバス用）
 - ・駐車料金：（午前7時～午後9時）
最初の30分まで無料、その後30分毎に150円
（午後9時～翌日の午前7時）
最初の30分まで無料、その後1時間毎に100円
 - ・機器仕様：フラップ式
- ⑧ 甲府駅北口第1自転車駐車場
- ・所在地：甲府市丸の内一丁目1番19号
 - ・構造：鉄骨造2階建（自走式）
 - ・敷地面積：784㎡
 - ・延床面積：1,237㎡
 - ・収容台数：1,020台（自転車専用）
 - ・収容形態：傾斜式自転車ラック
- ⑨ 甲府駅北口第2自転車駐車場
- ・所在地：甲府市北口二丁目170番9ほか
 - ・構造：平面（アスファルト舗装）
 - ・敷地面積：552㎡
 - ・収容台数：自転車224台、原動機付自転車83台
 - ・収容形態：傾斜式自転車ラック（自転車用）
- ⑩ 甲府駅北口多目的広場（公衆便所を含む）
- (1) 多目的広場
- ・所在地：甲府市北口二丁目171番ほか
 - ・敷地面積：4,827㎡
 - ・用途：多目的広場

・主な施設：ミスト装置、水飲場等

(2) 公衆便所

・所在地：甲府市北口二丁目170番10

・総床面積：39.2㎡（男性用16.72㎡、女性用16.72㎡、身障者用5.76㎡）

・便器数：大7、小4、手洗い7

・その他：音声ガイダンス装置

⑪ 甲府市歴史公園（甲府市歴史公園駐車場を含む）

(1) 甲府市歴史公園

・所在地：甲府市北口二丁目170番7ほか

・敷地面積：6,039㎡

・主な施設：山手門、山手渡櫓門、展示施設、車いす用エレベーター、映像装置、せせらぎ水路

(2) 甲府市歴史公園駐車場

・所在地：甲府市北口二丁目170番7

・敷地面積：437㎡

・駐車台数：15台（内1台は障がい者用）

・駐車料金：（午前7時～午後9時）

最初の1時間まで無料、その後30分毎に100円

（午後9時～翌日の午前7時）

最初の1時間まで無料、その後1時間毎に100円

・機器仕様：フラップ式

⑫ 藤村記念館（多目的広場内）

・所在地：甲府市北口二丁目2番1号

・敷地面積：460㎡

・建築面積：169㎡

・延床面積：358㎡

・構造：木造2階、一部3階建

・施設の内容：事務室19.83㎡、展示室19.83㎡、

交流広場99.98㎡、通路29.75㎡、

第1展示室34.70㎡、第2展示室（復元教室）86.76㎡、

第3展示室9.92㎡、収蔵保管室34.70㎡、

ベランダ19.83㎡、太鼓楼5.45㎡

・付帯設備：電気設備、空調設備、給排水設備、機械警備設備、消火設備

・指定：国指定重要文化財（建造物）昭和42年6月15日指定

・建築年月日：明治8年12月4日建築

・収蔵品等：記念館に供されている甲府市教育委員会の収蔵品、備品等は、無償で貸与します。

消耗品その他必要な物品は、指定管理者が調達することと
します。

- ・留意事項：指定管理業務を行うに当たって、指定管理者が取得し、記念館の用に供した物品は、指定管理期間が終了しても、甲府市教育委員会で買取りはしません。